

ベトナム人技能実習生リンさん無罪判決 を求める支援集会in熊本

「労働者が、労働者として、人間として、働き生活できる
『受入れ』制度を求める技能実習制度廃止!全国キャラバン」を迎えて

日時	2022年 5月27日 (金) 午後7時から午後9時
場所	熊本市国際交流会館 (〒860-0806熊本市中央区花畑町4番18号 電話096-359-2020)
開催形式	ハイブリッド開催 (対面及びオンライン)
参加費	無料
申込方法	GoogleFormで申し込みください。(5月27日午後4時締切) https://bit.ly/39kJdVz

講演

鳥井 一平 氏 (移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事)
「移民社会 日本! まっとうな移民政策を」

報告

中島 眞一郎 (コムスタカー外国人と共に生きる会代表)
「コムスタカへの技能実習生からの相談 (妊娠・出産ケースを中心に)」

レー ティ トウイ リン上告人 (オンラインでの発言)
「私が体験した技能実習と無罪判決を求めて」

石黒 大貴弁護士 (リンさん刑事裁判弁護団主任弁護人) 録画報告
「リンさんの無罪判決を主張する最高裁判所への上告理由書について」

成毛 佳季氏 (ベトナム人技能実習生リンさんの裁判を支援する会)
「ベトナム人技能実習生リンさんの最高裁への無罪署名運動の報告」

鳥井一平氏プロフィール

NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事、外国人技能実習生権利ネットワーク運営委員。1990年以来外国人労働者の権利支援活動に携わる。1993年「外国人春闘」を組織化し、社会的に「外国人労働者問題」を認知させる。2005年外国人技能実習生が時給300円で働かされている実態を告発し、技能実習生支援活動を本格化。「現代の奴隷制度」と批判される技能実習制度の問題を追及してきた永年にわたる外国人労働者支援が認められ、アメリカ国務省から2013年度「Trafficking in Person Report Heroes(人身売買と闘うヒーロー)」に選ばれた。



主催：コムスタカー外国人と共に生きる会

連絡先 〒862-0950 熊本市中央区水前寺3丁目2-14-302 電話080-3707-8181 (中島)

Eメール groupkumustaka@yahoo.co.jp

ベトナム人技能実習生 リンさんは無罪です

事件の概要

2018年8月ベトナム人技能実習生リンさんは150万円の借金をして、熊本県内のミカン農家に技能実習生として来日しました。来日後1年半ほど、リンさんは休日もなしに借金を返すために働き続けます。そして、パートナーと交際し、妊娠していることに気が付きます。しかし、「妊娠が監理団体や雇用主に知られたら、帰国させられる」という恐れから、誰にも相談できず、2020年11月15日一人で住んでいた民家の居室で双子の赤ちゃんを死産しました。出産の痛みと死産のショックの中で、二人の子どもの遺体をタオルで包み、名前を付け、吊いの言葉を添えて、箱に入れセロテープで封をして近くにある棚の上に安置して一晩を一緒に過ごしました。そして、翌日病院へ雇用主に連れていかれ、病院の医師に妊娠-出産の事実を認め、医師が、警察へ通報します。リンさんは、死体遺棄容疑で、2020年11月19日に熊本県警に逮捕され、マスコミにより全国報道されます。同年12月10日熊本検察庁が、死体遺棄罪で起訴しました。

熊本地裁判決と福岡高裁判決そして最高裁へ上告

2021年7月20日熊本地裁は、「死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬するための準備であり正常な埋葬のための準備でないから、国民の一般的な宗教感情を害することは明らかである」として、「懲役8月、執行猶予3年」の有罪判決を言い渡しました。また、控訴審である福岡高裁は、2022年1月19日に、控訴審での最大の争点であった死体から離去していない死体遺棄罪の放置（不作為）には、一定の時間的経過が必要という主張を採用し、原審判決を破棄しました。しかし、起訴状や訴因に明示されず、1審判決でも争点になっていなかった「隠匿」による死体遺棄罪の成立を認め、リンさんが二重の段ボールに入れて13ヶ所の接着テープで封をしたことと妊娠と死産したことを隠し続けた前後の発言を根拠に有罪としました。リンさんは、「子どもの遺体を傷つけたり、隠したり、放置していない」として1審段階から一貫して無罪を主張しており、この判決を不服として最高裁判所へ上告しました。

なぜ、リンさんは無罪であると主張するのか、

これまでの判例では、「埋葬義務者」（死産した母親）が、子どもの遺体のそばから離れていない場合に、刑法第190条の死体遺棄罪（「隠匿」）の成立には、単に遺体を隠す行為があるだけでなく、**（埋葬義務者が）「埋葬する意思がないとみなされる行為**（例、床下に穴を掘って埋めた、壁に敷居を設けてその中に隠した）と伴に、「**埋葬する意思がないとみなせる一定の時間的経緯**」が必要とされてきました。リンさんのようなケースで有罪となった最高裁判例はありません。従って、リンさんは、子どもの遺体のそばから離れておらず、1日程度という短時間しか経過しておらず、リンさんには埋葬する意思を持っており、子どもの遺体を保管・安置していただけであり、無罪となります。

誰にも相談せずに孤立出産することや死産することは、それ自体犯罪ではありません。リンさんのような孤立出産せざるを得ない女性は、刑事罰ではなく社会福祉の対象として保護されるべきです。この事件の背景には、アジアからの外国人である技能実習生への差別と、婚姻外で孤立出産する女性への差別、そして、妊娠や出産（死産や流産）の責任を全て女性のみを負わせて罰しようとする女性への差別があります。